

広島県農業再生協議会旅費規程

平成16年 3月26日制定
平成23年 9月12日改正
平成25年 5月29日改正
平成28年 6月10日改正
令和 元年 6月13日改正

旅費の計算については、次のとおりとし、本協議会より支出する。

県職員 : 広島県の職員の旅費に関する条例、職員の旅費に関する規則及び職員の旅費の支給に関する規程を適用する。

中央会職員 : 広島県農業協同組合中央会の旅費規程を適用する。

全農職員 : 全国農業協同組合連合会広島県本部の旅費規程を適用する。

県農業会議職員 : 一般社団法人広島県農業会議の旅費規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本協議会の設立総会における議決事項は、本協議会規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この附則の改正は、令和元年6月13日から施行する。